

法人資本主義における形態と実態

安田, 均
山形大学人文学部 : 助教授

<https://doi.org/10.15017/4493099>

出版情報 : 経済学研究. 59 (5/6), pp.133-148, 1994-06-10. 九州大学経済学会
バージョン :
権利関係 :

法人資本主義における形態と実体

安 田 均

はじめに

一 問題の所在

二 資本物化と人格

三 法人資本主義における形態と実体

むすびに代えて

はじめに

最近、日本の会社主義に対する関心が強まっている。この場合の会社主義とは、日本企業の対外競争力を支えているといわれる、従業員の会社への強い結集力を指しているようだ。わが国の巨大企業を中心にした株式の相互持合いに注目して、個人株主に対する、従業員との関係で、あるいは取引関係において、会社の自立化を見出す、いわゆる「法人資本主義」論も近年あらためて盛り上がりを見せている¹⁾。このような問題の広がりに合わせて、われわれも「法人資本主義」を会社の、株主や経営者、従業員からの相対的自立化、といった緩やかな規定で理解したい²⁾。法人資本主義を株式の会社間持合いを基盤とする日本会社主義に限定しないた

めである。いずれ会社主義に考察を進めなければならぬにしても、議論に広がりをもたせ、日本の特殊性に止まらない、現代資本主義のひとつのパターンとして指定したいと考えているからである。

実はわれわれはこれまでも「資本物化」という観点から法人資本主義の解明を試みた富森度児や柴垣和夫の論稿を検討してきた³⁾。彼らの場合には、「資本物化」の概念規定が不明確なために、所有も資本家人格も曖昧な規定に止まり、したがって会社自立化の論理が明らかにされていないことを確認したつもりである。これまでの考察では会社自立化を専ら資本家人格との関連で捉えたのに対し、ここではより広く資本家人格（および所有）を成り立たしめる社会編成とのかかわりで考察してみたい。そこで、本稿では、これまでの考察に立脚して、まず法人資本主義分析にとって「資本の物化」、「資本の人格化」、あるいは所有に明確な概念規定を与えることがなぜ必要なのかをあらためて確認し（一）、次いでそれらの諸概念をその基盤となる社会編成との関連で規定し直すと同時に、社会編成の変化がそれら諸規定に如何なる影響を及ぼすかを検討したうえで（二）、今日の法人資本主義の中にその変化を具体的に見出して、会社

1) 例えば、間宮陽介『法人企業と現代資本主義』（1993年）、日本経済新聞社編『私の資本主義論』（1993年）、季刊『窓』第12号「特集 揺れる日本の会社」（1992年6月）、『現代思想』第21巻第13号「特集 法人資本主義」（1993年12月）など。

2) このような緩やかな法人資本主義理解は、最近では、上掲・間宮25頁にも見受けられる。

3) 拙稿 [4]、[5]

自立化の意味を考察することにしたい(三)。

一 問題の所在

(1) 法人資本主義と「資本の物化」——会社自立化の論理

法人資本主義論は、経営者支配現象を、所有ないし資本の規定力の後退によってではなく、事業法人ないし機関投資家による株式所有の増大という事実に着目しつつ、会社を中心に所有ないし資本の論理が貫徹する形態として位置づけようとする試みである⁴⁾。資本の論理の貫徹ないし会社自立化を説くに当たっては、しばしば「資本の物化」ないし「資本の人格化」概念が援用されている。

例えば、富森虔児は現代資本主義を規定する経済的土台の変化を「〈金融資本〉の蓄積構造の変質」(富森 [1], 25頁)に求め、その内容として会社形態が本来有する会社資本の個人資本からの自立化傾向の高度な発展を挙げ、これを「資本(家)の物化」⁵⁾と規定する。前期的会社形態に始まって、株式会社においても、私募会社化、公募会社化、自己金融化、機関株主化、機関株主の支配中核株主化という流れのうちに「資本における個人(所有)性の止場」が進行する。他方、資本家は、必ずしも自然人ではなく、資本の人格化にすぎない存在であって、今や「資本の物化の極限化」として「会社それ自体」が資本家になっており、経営者がその支配

を代行する限りで経営者支配も成立する、という。すなわち「資本(家)の物化」あるいは会社「資本における個人(所有)性の止場」が進めば、資本の原理ないし利潤原理は純化するが、このことが「利潤追求のエキスパートとしての経営者支配」(同22頁)を必然化せしめる、と。このように富森は「資本(家)の物化」を会社自立化の直接的契機と理解している。

柴垣和夫は、法人資本主義現象を、経営者支配問題、自己金融化現象、現代的労使関係と並ぶ、国家独占資本主義の下における支配的資本たる金融資本の態様変化のひとつとして位置づける。柴垣の場合、法人資本主義現象とは端的に会社間の株式持合いを意味する。会社間の株式持合いは「現代資本主義＝国家独占資本主義のもとにおいて支配的資本はいぜんとして金融資本であるといっても、その支配の人格的主体は何かという問題」(柴垣 [1] 前編, 250頁)を浮かび上がらせる⁶⁾。「具体的には、法人資本主義のもとにおける資本家＝金融資本家とは誰か」(同上)が問題になる。これに対する柴垣の解答は次の如くである。今日では経営者が、株式の会社間持合いを基礎に、資本の価値増殖機能を担い「資本の人格化」としての資本家になっているにもかかわらず、「資本物化」により、三位一体的定式にみられるように、単なる貨幣資本家が資本家であるかのように現れ、階級関係が隠蔽されている。つまり、柴垣の場合には、「資本物化」は、会社自立化の契機としてでは

4) 「一方における所有に基づかない経営者の支配、他方における所有に基づいた個人大株主の支配という二つの議論に対して、法人資本主義論は法人所有に基づいた経営者による支配ということを主張する」(奥村 [1], 68頁)。

5) 富森は資本における個人(所有)性の止場(過程)を「資本の物化」と呼んでいたが(富森 [1] [2]), 「資本家の物化」の方が内容をより直裁に表わすとして表現を改めた(富森 [3], 19頁)。

6) 柴垣は「会社それ自体」が資本家になるという見解にも否定的である。ここにいう「人格は法人ではなくて自然人」である。「〈会社それ自体〉が〈資本〉だというのであれば、会社は利潤の追求機関であるからわからないではないが、それが〈資本家〉だというのは、何としても言い過ぎだろう。資本家というのは、当然自然人を対象とした概念だというほかないからである」(柴垣 [4], 60頁)。

なく、法人資本主義において成立する経営者支配の本質を隠蔽する要因として理解されている⁷⁾。

「会社それ自体」論で知られる北原勇は、今日の巨大企業においては支配的大株主を認めるのは困難であるという認識のもとに、いわゆる「経営者支配」現象を認めたいうえで、それを「所有と支配の分離」ではなく、むしろ「会社それ自体」を所有者とし、さらに株主、経営者をも加えた「所有と支配」の重層的構造の中に位置づけ、経営者支配はむしろこの現代的な「所有に基づく支配」の現象形態にすぎないと主張する⁸⁾。

このような立論を支えている論点は大まかに言って3つある。

まず、支配は、所有に基づくとはいえず、必ずしも排他的ではなく重層的な構造をなす、という理解である。すなわち、資本主義的生産様式

においては、支配の中心的内容は労働者に対する支配であり、支配の根拠は所有にある。しかしながら、排他的所有権といえども、自然法則や経済法則の支配を被っている以上、絶対無制約なものではない、という⁹⁾。

第2に、「資本の人格化」規定である。資本主義的生産様式においては、「支配の真の主体、運動の真の主体は資本であって企業家＝資本家はこの資本の人格化されたもの」（北原、73頁）にすぎない、という。

第3に、実質的所有という概念である。すなわち、「結合資本における出資者の所有（権）の実質」（同96頁）を、出資払戻しの可否、会社の意思決定や企業管理に対する出資者各人の意思の反映可能性、企業利益の取得可能性に求め、それらを基準に株式会社を觀れば、出資者にとって持分の払戻しを要求できず、株主総会を通して間接的にしか会社経営をコントロールできないうえに、内部留保の必然性を有するなど、出資者たる株主の所有の実質が一部失われていることは明らかである、という¹⁰⁾。そして、この「株主の所有から欠落した実質は、他の誰にでもなく、法形式上の企業資産の直接的所有者たる会社自体に移る以外にはない」（同100頁¹¹⁾。

7) 柴垣によれば、この隠蔽作用は国家独占資本主義に適合している。「これまでの研究史は、国家独占資本主義が資本＝賃労働の非和解的な階級関係を経済的・政治的・社会的に緩和するものとして登場してきたことを、国家機能の側面から明らかにしてきた。このこととの関連というならば、...右のようなフェティシズムの現実化は、金融資本の具体的態様自身のなかに階級関係隠蔽機構をつくりだしたものとして、国家独占資本主義に適合的な意義をもつ、ということができるとはなからうか」（柴垣[1]後編、266-7頁）。

8) 北原は、現代資本主義を規定する構造的諸特徴のうち「所有と支配」に関する現代的特徴を、(a)巨大独占企業における株式所有と経営・支配との分離（いわゆる「経営者支配」〈マネジメント・コントロール〉）、(b)経済への国家の介入、(c)個別大企業の経営政策の決定や国家の政策決定への労働者組織の「参加」、(d)労働者大衆の生活状態の改善、の4点において捉え、これらはいずれも「資本家による生産諸手段の私的所有とそれにもとづく権力＝支配」に対する一定の侵害・規制であり、それゆえ後者に依拠するマルクス経済学の基本命題——生産過程における資本の専制的支配、資本家と労働者の二大階級の対抗、資本家階級による国家権力の掌握、そして「所有＝権力」関係の根本的変革にもとづく社会主義体制への移行の必然性——に根本的な疑問を投げかけている、という。さらに、そのうち、(a)は生産諸手段の資本家的所有そのものにおけるいわば内的

な変化であって、経済関係に一定の変化をもたらすものとして重視されなければならない、もっとも基本的な特徴である。これに対して他の諸現象は(a)の変化に規定されつつ生じた、所有に対する外からの介入・干渉とその結果というべきものである、と(北原序章)。

9) 北原序章。さらに、支配を制約とコントロールの2類型に分けて理解している。

10) 北原第3章第2節。この点は、富森が、企業形態の発展を「資本における（個人）所有性の止揚」過程として捉え、これを「資本の物化」と捉えたことと類似している。

11) 北原が経営者支配を「会社それ自体」による「所有に基づく支配」の現象形態と位置づけるときの、「会社それ自体」による所有とは、第一義的には、株式会社が他社の株式を所有するというこ

もちろん、株主の所有が全く無力なわけでもない¹²⁾。したがって、「株式会社においては、現実資本・企業資産にたいする所有は、〈会社それ自体〉による直接的所有と株主による間接的所有とへ分裂し二重化する。この分裂において、それぞれの所有が一定の実質をふくむがゆえに、単独では完全な資本所有とはなりえない。両者が相補い重層的に合体してはじめて一つの完全な資本所有となる」(同112頁)。「株式会社においては、さまざまな所有主体が重層的構造の中に位置を占めながら、その所有にもとづく支配力を行使する。／そのばあい、〈会社それ自体〉は直接的所有の主体であるがゆえに、支配においても唯一の直接的支配主体であって、会社以外の諸主体はこの会社による支配をつうじてのみ自己の意思を貫徹するという構造になっている」(同118頁)¹³⁾。

以上が北原「会社それ自体」論の骨子である。もちろん、北原の関心は「所有と経営の分離」の現代的意義にあり、今日の経営者支配についても、その成立が「会社それ自体」における所有の実質を一層豊富化させると説いている¹⁴⁾。しかしながら、「会社それ自体」成立の理論上の説明は以上で終わっている。つまり、北原の場合、「資本の人格化」概念が立論の柱として援用されているものの、「資本の物化」や所有との関連にまで考察は及んでいない。

なく、ここに見るように、株主の所有の実質が喪失し、その分だけ、法律上のことにすぎなかった、会社の所有主体性が実質化する、という意味である。この点は既に奥村 [2] が指摘している。

- 12) 「会社自体の所有の実質的内容がいかにより増大するかは、さまざまな条件による」(北原102頁)として、株式所有分散化の度合によって中心権力の所在が多様であることを例示している。
- 13) 「株式会社における〈支配〉は、間接的な所有主体である株主による〈制約〉と、直接的な所有主体たる〈会社それ自体〉によるコントロールとに分裂することになる」(同120頁)。

(2) その問題点

上に挙げた法人資本主義論はいずれも、株式所有の機関化・法人化、あるいは端的に株式の持合いという事実を踏まえながらも、なんらかの形で「資本の物化」ないし「資本の人格化」規定を援用することによって、会社の自立化を主張している。

もちろん、そうではない立論も見受けられる。法人資本主義論の嚆矢ともいべき奥村宏の所説がそうである。彼の唱える「会社本位の体系」は、経営者支配が会社間の株式相互持合いに基づく相互信認・相互支配によって成り立っているということから直截に導き出され、「資本の物化」概念は前面に出てこない。しかしながら、そのためにかえって「会社本位の体系」の必然性は明らかではない。株式持合いを基盤とする相互信認によって経営者支配が成立したとしても、果してそれが単なる経営者支配論に止まらず、彼のいう「会社本位の体系」に結びつくのか、という疑問は残るのである。

例えば、彼によれば、1960年代の資本自由化への対応策として株式の相互持合いが推し進められたという。それは事実であるが、それだけでは、何故に株式を持合ってまでも株式会社を

- 14) 株式分散化、複雑多様な経営管理機能の必要性によってマネジメント・コントロールが成立するが、マネジメント・コントロールの成立にともなって巨大会社の個々の株主達から失われる力は、上の構造により、「すべてこの〈会社それ自体〉に移転・凝集」(同191頁)する。したがって、「マネジメント・コントロールとは、実は、この実質的所有主体として成熟した〈会社それ自体〉による会社資産→現実資本(=生産諸手段と労働力、および両者の結合)に対するコントロールの現象形態にほかならない」(同上)。それゆえ、「マネジメント・コントロール型の巨大企業で行なわれているのは、... 〈会社それ自体〉がその資本所有にもとづく支配力の行使を、経営組織に媒介・代行させている姿にほかならず、... 所有ときりはなされたコントロールではなく、まさに所有にもとづくコントロールなのである」(同192頁)、と。

外資から守らなければならないのか、国民感情は別として、経済の論理としては明らかでない。言い換えると、奥村の立論では会社の主体化・自立化が所与の前提とされているのである。

その弊害は小さくない。会社自立化の論理が欠落している、あるいは弱いからこそ、自立化の内容は恣意的になる。例えば、「法人そのものは意思も行為能力もないから、それを代表する自然人が必要になってくる」が、会社は自然人と違って死なないので、「抽象的な不死の存在としての会社への忠誠はそれだけ強固なものになる」(奥村[1], 174-5頁)。あるいは、「代表取締役という制度は本来、決定と執行という職能上の区別をするために導入されたのだが、日本ではこれが(執行機関としての役員の一—引用者)身分上の区分になってしまった。要するに取締役の中で偉い人が代表取締役になるということになったのである」。ところがそのため「本当に会社を代表するのはだれか」がわからなくなる。「代表権を持つかどうかの区別なく、すべての取締役が会社を代表していると同時に、だれも代表していないということになる。身分という以上、会長、社長、副社長、専務、常務というように一直線につながっており、身分の上の人が代表権を持つというのだから、どこからが偉い人で、どこからが偉くない人という区別はできない。....こうなれば代表取締役だけでなく、すべての取締役が会社を代表しているということになり、さらに偉くなれば取締役になるのだから従業員も会社を代表しているということになる。....このような全員が会社を代表するという観念、それこそは法人資本主義の神髄」(同177-8頁)である¹⁵⁾、と。

以上、奥村の立論からわかるように、「資本の物化」ないし「資本の人格化」概念を媒介とし

ないで、専ら株式持合いという事実から直截に「会社本位の体系」を説こうとすれば、両者の懸隔を埋めるものとして経済外的な論理、日本の風土あるいは日本人の精神性の介在を招くことになる。やはり会社の自立化を説くには「資本の物化」という論理が必要とされるのではないだろうか。

ところが、従来の法人資本主義論は、「資本の物化」規定を援用しながらも、「資本の物化」と会社自立化との関連が明確ではなかった¹⁶⁾。

まず第1に、「資本の物化」に関しては、その内容が十分に検討されないままに便宜的に用いられていて、資本主義にとっての必然性が明らかにされていない。

富森の場合には、株式会社の本来的に有する「資本の二重化」が「資本の物化」と名付けられているにすぎないし、柴垣は「資本の物化」を商品経済の論理で捉えていたと言ってよいが、擬制資本の成立によって、三位一体的定式にみられるように、貨幣資本家が資本家であるかの如く映るという階級隠蔽作用ないし意識作用として「資本の物化」を規定するに止まっている。そのような形式的規定から会社の自立化(富森のいう「資本家の物化」)や経営者支配の確立(柴垣によれば経営者が資本家であることの隠蔽)が導き出されている。しかし、原理的な「資本の物化」規定の単直線の発展の上に今日の法人資本主義が位置づけられると、「金融資本の態様変化」というせつかくの発展段階論的な視角も生きてこない。

15) 奥村は、このような「無責任経営」が「会社のために」という名目の下に企業犯罪や公害を惹き起こすとして、最終的には株式会社に代わる「人間の顔をした企業」を提唱している(奥村[1], 第6章)。

16) 拙稿[4], [5] 参照。

同じことは資本家人格の規定についても言える。すなわち、第2に、「資本の物化」の検討が不十分なために、「資本の人格化」と「資本の物化」との関連も曖昧になり、したがって資本家規定も機械的かつ便宜的なものに止まっている。

例えば、なぜ会社が資本家だと言えるのか。

もともと資本家とは資本の人格化にすぎず、自然人でなければならない謂れはない。しかも企業形態の発展のうちに進行する「資本家の物化」ないし「資本の二重化」は会社「資本における個人（所有）性の止場」を意味し、その極限には文字通り資本家が物化し、会社が資本家になる事態、法人資本主義が出来る（富森）。あるいは結合資本、特に株式会社においては出資者が所有の実質を一部喪失し、その分がもともとは法律上の所有主体にすぎなかった会社に移行する（北原）。

あるいは、なぜ経営者が資本家となるのか。

本来、資本は価値増殖の運動体であって所有することはできない。むしろ資本家とは「資本の人格化」、つまり資本の機能の担い手であるにすぎず、今日では価値増殖機能を担う経営者こそ資本家である（柴垣）。

ここには資本家概念の素朴な信仰、無批判的な受容が認められる。資本の所有者が資本家である、あるいは資本家とは価値増殖機能の担い手である、という素朴な理解がそれである。

まず、資本家を所有によって規定する、いわば「資本家の形態規定」は、貨幣資本ないし生産手段を所有する者を生産過程における価値増殖を支配する者と同視できるのはなぜか、その論拠を示してくれない。他方で、資本家を機能によって規定する、いわば「資本家の実体規定」は、所有ないし資本概念を媒介せずに剰余価値取得者ないし生産過程支配者を特定できる

のであれば、そもそも資本ないし資本家を規定する意義があるのかという疑問を喚び起こす。

このように、資本家の形態規定と実体規定とは一見対照的ではあるものの、資本ないし資本家にとっての、形態と実体との関連、支配と所有の関連を不問に付すことで成り立っているという点では同質なのである。これは言い換えると、資本家規定における「形態と実体の乖離」、「所有と支配の分離」症候群といってよい。この点は第3の問題点にも結びつく。

すなわち、所有概念ないし「所有に基づく支配」命題を無批判的に受け容れていて、資本主義におけるその意義を不問に付している。

富森や北原は、あくまで「所有に基づく支配」の構図に固執し、株式会社における「個人（所有）性の止場」あるいは株主の所有実質の喪失を基本的要因とし、さらに株式所有の分散化ないし機関化を媒介的要因として、会社を資本所有者たる資本家に仕立て、経営者支配も会社を主体とする「所有に基づく支配」の現象形態にすぎないと主張する。逆に、柴垣は、私的所有は資本以前の単純流通と結びついた概念であって資本を規定するものではなく、またそもそも「自己増殖する価値の運動体」である資本を所有することはできないとして、会社支配の問題への所有論的アプローチには否定的な態度をとる¹⁷⁾。

これは両者の資本家規定に照応する。「資本家

17) 「資本ないし資本家による支配といえは所有に基礎をおいた支配だけだと考えるのが誤りなのである」(柴垣[1]後編, 265頁)。もちろん柴垣も法人資本主義分析における所有の意義を全く否定しているわけではない。むしろ株式の会社間相互持合いが、経営者に相互信認を与え経営者はその地位を基礎に資本家となっていること、および企業結合による経済力集中の機能を果たしていることを指摘している。拙稿[5]一(3)参照。

の形態規定」は、所有に着目さえすれば支配関係に辿りつくという前提に立っているのであり、「資本家の実体規定」は、支配に結びつく限りでしか所有を評価できないのである。

「所有に基づく支配」を所与の前提にしている限り、一方では、所有と支配とを同一視し、個人大株主探しに躍起になるか、それが果たされなければ、それ以外のもの、会社を所有者に仕立てることになる。他方では、支配に結びつかない所有は顧みられず、機能にのみ着目して資本家を認定することになる。しかし、前者の場合には、なぜ所有が支配に結びつくのかは不問に付されたままである。また後者の場合には、所有とは支配の単なる表象なのか、つまり一般に支配の権原として所有が求められるのはなぜか、に答えようとしなない。支配が所有に媒介される機構を検討しないまま、所有を以て支配を語り、あるいは所有を素通りして支配を見る。いずれも資本所有が支配の権原として現れる法物神に囚われた見解なのである¹⁸⁾。

(3) 「資本の物化」概念再検討の必要性

以上、従来の法人資本主義論では、「資本の物化」概念が欠落している場合は当然として、「資本の物化」概念を援用している場合でも、その内容規定あるいは必然性が明確でないために、資本家規定は、したがって会社自立化の契機とメカニズムも遂に明らかにされないままであった。

では、どのようにすればよいのだろうか。

ここで「資本の物化」規定の意義を振り返っ

てみたい。「資本の物化」規定が欠如すると、奥村のように、株式持合いという事実から直截に会社自立化を導出しなければならなくなる。そこで、会社は不死であるという法人一般の特性から会社への絶対的忠誠が導き出されたり、あるいは取締役と業務執行役員との区別が曖昧であるという特殊日本の事情を根拠に代表一責任観念が希薄となり「会社のため」を口実にした企業犯罪が後を断たないと説く。つまり、制度的、経済外的要因に頼らざるをえなくなるのである。

そこで、経済の論理、資本の論理を媒介にした会社自立化の説明が求められた。「資本の物化」概念の援用にはそのような理論的意味があったはずなのだが、残念ながら論者にはその自覚が欠けていたのである。株式会社一般に認められる「資本の二重化」を「資本の物化」だと理解したり、「資本の物化」を文字通り資本家の非人格化（法人化）と解釈する。あるいは物化から本質隠蔽作用しか汲みとろうとしない。また「資本の人格化」規定は扎扎实り援用するが、「資本の物化」との関連は不問に付す、といった具合であった。

したがって、会社自立化の必然性を追究するためには、「資本の物化」の論理を明らかにしなければならないのは当然であるが、その場合、ポイントになるのは、物化を商品経済に内在的な論理で説くということであり、また「所有に基づく支配」を所与の前提にするのではなく、商品経済においては支配が所有に媒介されざるをえないメカニズムを明らかにすることであり、そして、そのメカニズム内の存在として資本家を指定するということである。それを前提にして初めて「経営者支配」現象、あるいは会社の個人株主からの自立化現象について語りうるの

18) 浅見克彦は、旧ソビエト連邦における所有理論の竦み合い——「生産関係の基礎」説と「生産関係の総体」説——をブルジョア社会の物象化構造に対する無理解の現れとして位置づけている。

である。

われわれが所有なり資本家なりに興味を抱くのも決してレッテル貼りをしたいからではない。確かに所有（形態）にさえ着目すれば支配関係（実体）が明らかになるというのであれば、それは顛倒した見方と言うべきであろう。しかし逆に支配関係さえ着目すればよい、言い換えると支配はそのまま現象するというのであれば、資本および資本家規定の理論的意義はなくなるが、それは没歴史的な見方だといわざるをえない。予め断っておけば、生産過程における支配関係（実体）も資本の所有（形態）によるものとする媒介性にこそ、資本主義における支配の特質が存するのであり、この媒介性のあり方こそ資本主義の現代性を表わしているのである。今日における「資本家のいない資本主義」といわれる事態の意義もこの点の理解にかかわる。所有や資本家を常識的に受け容れ、支配と等置された所有や所有の衣を脱いだ支配に直接アプローチしたところで、その資本主義における意義など理解されるはずもないわけである。

二 資本物化と人格

(1) 所有と人格の原理的規定

「資本の物化」と人格の関連について、われわれは既に次の3点を確認している¹⁹⁾。

第1に、物化の規定要因は商品流通にある。

商品経済においては人と人との関係が直接取り結ばれずに、物（商品—貨幣）を介した、物と人との関係として現象し、また現実には各個人の経済活動の社会的規制も、市場外の要因（政治、宗教等）によって人為的になされるのでは

なく、物（貨幣）を介してしか行なえなくなる。これが商品経済に固有の「物神性」である。さらに諸資本の競争過程で剰余価値が利潤、利子、地代に分化してゆき、価値の自己増殖体であり背後に生産過程を擁する資本も、単にその所有によって利潤を齎すものとして取り扱われるに至る。これが「資本の商品化」であり、「資本の物化」であった²⁰⁾。

これは、富森のように「資本物化」を「資本の二重化」として表層的に理解しているのとは対照をなす。物化を商品流通に規定されたものに限定しない限り、資本主義におけるその必然性が明らかではなくなり、いきおい会社自立化の説明も、「資本の二重化」を以て「資本における個人（所有）性の止場」としたり、「資本の物化」によって資本（家）が非人格化するというふうに、恣意に流れる虞がある。さらに物化が商品流通に起因するものとして資本主義にビルト・インされたメカニズムであるという理解に立てば、柴垣のようにこれを単なる階級隠蔽作用、意識内での顛倒に限定するわけにもゆかなくなる。

第2に、所有は物化によって規定されている。

財も一定の社会関係の中で生産、分配、消費されることは言うまでもない。したがって、所有、すなわち「物の排他的支配」が表象としても現実的機能としても妥当するのは社会関係が特殊な仕方編成され、生産関係も個人の排他的支配行為の集積の結果であるかのように映り、またそのように処理されるという顛倒が生じて

20) この点も、正確には、柴垣[1]の言うように、商業資本における利潤の「企業者利得と利子への分割」が産業資本に移入されることにより、初めて「それ自身に利子を生むものとしての資本」という観念も成立するのであり、現実には株式会社の普及による。

19) 拙稿[4]二、[5]二参照。

いるからに他ならない。それは、財の処分可能性が背後の社会関係から切り離され、別のものに具現するからである。つまり、財が商品として市場に供され、その直接交換可能性が貨幣に独占されるようになること、言い換えると「貨幣の物神性」の成立によってである。分配、消費は一定の社会関係の中で果たされるにもかかわらず、商品交換の物化作用により、それらの社会関係が捨象されて、貨幣で購買した商品に対しては排他的に、言い換えると社会とは無関係に支配しうるものとして現れ、個別事象としては現実にそのように処理されるのである。

生産過程についても同様である。否、こちらが本体である。根本的には、労働力商品化によって生産関係が商品交換で媒介されているからこそ、あらゆる生産物が商品となる。

さらに、資本所有は、価値増殖の運動体たる資本が単なる機械や工場設備、貨幣のような単なる財の支配であるかのように現れているということだから、これも「資本の商品化」、「資本の物化」を俟って初めて現実的となる。

このような社会的文脈の中では、所有しているというただそれだけのことで、対象を排他的に支配しうるかのように受け止められるようになる²¹⁾。つまり、所有とは、本来、相関的かつ重層的なものの支配が商品交換の物化作用により、支配に先行する権原として、支配から分離・自立化したものに他ならない²²⁾。この「所有」とそれに基づく「支配」という2段階の構図にこ

そ資本主義における支配の特質が存するのである。

これにより、「所有に基づく支配」を無批判的に前提して、自然人であれ法人であれ所有者探しに埋没したり、逆に所有を支配の単なる表象としてしか認識せず、問題を支配（権力）一般に還元することから免れることができる。

第3に、人格も物化によって規定されている。

財（資本であれ、労働力であれ）を排他的に支配しうる人格とは自然人そのものではない。すでに社会的な規定を帯びている。生産関係が商品交換によって媒介されている以上、諸人格も当然、物化の産物である。

例えば、賃金労働者も、労働力商品の所有者という規定を欠くならば、単なる労働者ないし被支配者と区別できないように、資本家も、単なる支配者と区別するためには、資本の所有者という規定が不可欠なのであり、その資本所有を可能ならしめるのは、上述の如く「資本の物化」であった。「資本の物化」によって、価値増殖の運動体たる資本があたかも単なる貨幣であるかの如く現象し、また日常的にそのように処理されるようになっていくからこそ、貨幣資本の所有者が生産過程を排他的に支配するものとされ、したがってその生産物とその内に含まれる剰余価値の取得者とされるのである。

これは、富森が物化から直ちに資本家の「非人格化」を導き出しているのとは対照をなす。あるいは「自己労働に基づく所有」論が想定す

21) 「近代社会においては、所有権は、ただ所有権なるがゆえに、ただそれだけの理由で、互いに尊重されるのであり、所有者がそれを現実占有しているかどうかによってその尊重の程度に影響するところがない」（川島武宜、65頁）。

22) 川島は、近代以前の支配形式、例えばゲヴェーレがものの現実的支配から分離しえなかったのに対して、私的所有権は権原化しているという点にその特質を求めた（拙稿〔2〕第3節参照）。「近代法に

おいては所有権は、その主体者の現実的支配の有無に関係のない・客体の観念的な帰属、すなわち物に対する支配可能性という観念的關係であり、支配の理由づけ、権原 title, Titel 自体にほかならない。言いかえれば、所有者は、所有者であるために現実的に所有物を支配している必要はなく、他人がこれを占有しようとも常に何のかわりもなく所有者なのである」（川島、94頁）。

るような社会に先行する人格とも異なる。「資本の物化」によって資本が非人格化するのではなく、資本家人格が措定されるのである。また「資本の物化」は、柴垣の言うような資本家の隠蔽ではない。生産過程を背後にもつ資本も「資本の物化」の結果、「それ自身に利子を生むものとしての資本」として現れることに照応して、資本家も単に資本所有によって利潤（利子）を得るものとしてしか現れないのである²³⁾。

(2) 「所有に基づく支配」の構造——実体と形態の論理

所有と人格が上にみたような関連にあるとすれば、通常いわれるところの「所有に基づく支配」の存立基盤も明らかになる。

本来、生産過程における支配関係は決して一方的ないし一元的なものではない。ところが、労働力商品化によって生産関係が商品交換に媒介され、商品所有者の合意（労務契約）に基づく関係として現れるならば、一般の商品と同様に、生産手段および労働力商品の購入者がそれらを所有しているが故に、生産過程を排他的に支配しうるものとして処理される²⁴⁾。一定の社会関係の中で生産過程が営まれるというのではなく、諸個人がその所有する商品（労働力商品を含む）を売って貨幣を得、貨幣を手放して商

品を得るという、ミクロ的行動を通じて、その結果として社会関係が形成されるかの如く現れる。このような構図の中では、商品所有者同士との関係——資本の所有者と労働力商品所有者との関係——がそのまま生産関係に等置され、生産過程における支配関係は所有関係の追究によって解明されるものと受け止められることになる。

したがって、会社支配が所有（持株）に基づくという問題構制は、社会的生産の実体が商品経済的形態によって媒介される、という特殊な社会編成のうえに成り立つものなのである。とするならば、今日の、経営者支配現象、あるいは法人資本主義現象の解明は、この実体の形態による媒介のあり方の検討を通じて初めて果たされる、と言ってよい。

具体的な検討に移る前に、所有分析を通して支配を云々する問題構制を成り立たしめている、社会的実体の商品経済的形態による媒介の意味内容を確認しておこう。

それは、大きく分けて、2つある。

ひとつは、繰り返し述べたように、生産関係が商品交換を介して取り結ばれていること、すなわち、資本—賃労働関係および資本相互の関係が商品交換による取引関係、競争関係を媒介に成立していることである。

所有および人格を措定するのは商品交換の物化作用であったから、生産関係が商品交換で媒介されなくなると、資本主義社会以前のように、支配は「所有」という媒介なしに、始めから相

23) 「資本物化の本質隠蔽作用とは、第一義的には、階級関係を所得階層間の関係に置き換えることにある。あたかも資本家がいけないかのような様相ができあがること（資本家の存在の抹消）ではなく、資本家は単に所有する資本の投下によって利潤（利子）を獲得していると観念されるようになること（資本家概念の空洞化）なのである」（拙稿 [5], 66頁）。

24) 「そもそも支配関係は、決して同等ではなく非対称であるとはいえ、相関的かつ重層的なものである。相関的かつ重層的支配関係を、ある権原に拠る一方的かつ一元的支配関係と映し出すのが〈所有〉というシステムなのだ。……社会関係が商品交換によって担われると、相関的かつ重層的支配関係は〈所有〉に物化され、〈所有〉が支配に先行するもの

として、支配の権原に祭り上げられる。するとこんどは〈所有〉があるからこそ支配しうる、あるいは〈所有者〉だけが支配関係の担い手たりうると観念されるに至る。できあがった日常的観念からすれば、まず所有が存在し、それを基に支配が遂行されると映るのである」（拙稿 [5], 74頁）。

対的かつ重層的なものとして現れるし、したがって支配を論ずるのに所有者探しから始める必要もなくなる。

もうひとつは、商品交換に媒介される社会関係と生産関係とがほぼ重なり合っている、ということである。

社会関係のうち商品交換で媒介される部分が基本的生産関係に収まっているからこそ、前者すなわち所有関係が後者すなわち支配関係に還元されうるのである。

したがって、会社支配を所有に求める問題構制も、この2つの意味での形態による実体媒介が維持される限り、その実体媒介の程度に応じて、説得力を有する、と言えるであろう。

(3) 「形態と実体のズレ」

「所有に基づく支配」が以上のような形態と実体の関連のうえに成り立っているとすれば、「所有と経営の分離」ないし「資本家のいない資本主義」と呼ばれる事態は、商品経済的形態による社会的実体の媒介が十全に機能しなくなったということの現れである、と言える。端的に言えば、「形態と実体のズレ」である。ではこのズレが生じた要因はどこにあるのか。実はこの点は具体的にみてゆくしかない。ズレ自体は商品経済に内在的な論理で発生したわけではないからである。したがって、ズレの具体的な考察は次節に廻し、ここでは「形態と実体のズレ」の意味を検討することにした。

ここに言う「形態と実体のズレ」とは、上に示した、形態による実体の媒介に対応して、2つの側面を有する。

ひとつは、生産関係が商品交換で媒介されることの困難、いわば形態が実体を包摂することの困難であり、もうひとつは、商品交換が媒介

する領域が生産関係を超越することである。

まず第1の、形態による実体の包摂に関しては、大枠としては変化がない、と言ってよいであろう。生産関係が商品交換に媒介されないかぎり、支配から所有が分化しないのであるから、所有と支配が一致することも分離することもありえない。巨大株式会社において経営者支配ないし「所有と経営の分離」が喧伝されるということは、経済の中枢において依然として生産関係が商品交換で媒介されていること、労働力商品化が存続していることの証左である。

しかしながら、一步踏み込んでみると、微妙な変化が認められるであろう。大枠としては、生産関係が商品交換で媒介されていると言っても、例えば、労働が高度化、複雑化している状況の中で、労働力商品化が十全に行なわれるだろうか。あるいは、諸資本間の取引関係は市場における無差別なスポット取引に止まっているだろうか。これらの点に変化があるとすれば、それが所有と支配にどのような影響を与えているかも考察されなければならない。

第2の、商品交換に媒介される社会関係の拡大については、差し当たり次の2点を注意したい。

まず社会関係の「商品経済による過剰分解」が問題となる。

資本主義社会では、生産関係自体は商品交換で取り結ばれているにしても、その背後には共同体的論理で営まれている領域（家族、友人関係、地域共同体など）が横たわっていて、労働力の再生産自体は後者において果たされていた。資本主義的生産関係は、商品による商品の生産という形をとりながらも、他方では非商品経済的領域にも足場をおいているわけである²⁵⁾。こ

25) 例えば、山口重克13-4頁。

うした領域の社会関係まで商品交換で媒介されるようになる、労働力商品の再生産はむしろ危うくなる。それが社会的な生活からの離脱（アブセンティズム）となって現れ、労働規律の弛緩にも結びつくわけである²⁶⁾。

さらに商品交換に媒介される社会関係が拡大すれば、必ずしも生産関係に還元できない所有者人格が発生する。

しかし、そうなると、所有関係を生産関係に還元すること、所有者（株主）を探してそれを会社支配者に等置することは困難になる。

三 法人資本主義における形態と実体

前節では、「資本の物化」を商品経済の論理に即して捉え直し、資本所有も資本家人格も「資本の物化」に規定されていることを確認した。また、「所有に基づく支配」が商品経済的形態による社会的実体の媒介に規定されている以上、「所有と経営の分離」と呼ばれる事態もこの両者の媒介関係の変化を反映したものとして位置づけるべきである、と主張した。以下では、法人資本主義の中にこの媒介関係の変化を読み込んでみたい。

(1) 形態による実体の包摂

形態による実体の包摂とは、端的に言えば、生産関係がどこまで市場の論理にのるか、ということである。

労働力の商品化に関しては、今日のように労働が高度化ないし複雑化した段階では、それを労働力商品の支出、すなわち社会的平均的労働能力の支出と捉えることができるか否か、が問

題になる。

労働力の商品化が十分に果たされないということは、少なくとも次の2つの問題を含む。

第1に、所有、すなわち排他的支配は対象が商品化されていることを要件とするので、労働力の商品化が十全に行なわれないと、労働力商品の購入者、資本家による管理も困難になる。

労働過程を細かく分けて標準化し、機械の速度に合わせて各工程を管理すること、流行の言葉に倣えば、テーラー主義によるフォード主義的労働編成²⁷⁾の維持が困難になる。複雑化した労働をこなすには労働者を単能工に押し込めるわけにはゆかなくなり、熟練化と労働管理へのある程度の参加を認めざるをえなくなる。

したがって、テーラー主義のもうひとつの側面、「構想と実行の分離」も維持することが難しくなる²⁸⁾。もともと管理労働の場合には、労働力商品の売り手という性格と買い手に代わってその商品の消費（労働）を管理する者としての性格が混在していたわけであるが、「構想と実行の分離」のままでは生産性上昇が望めないことになると、一層その両義的性格を強めることになる²⁹⁾。会社主義の特質として指摘される「経営者の現場主義」³⁰⁾はその現れであろう。

第2に、労働力商品化が十全に果たされない

27) 「20世紀はじめのアメリカでは、F. W. テーラーが〈労働者の怠惰〉とたたかうためかれらから熟練と自律性を奪い、これを資本の側に吸収することに成功した。しばしば構想（精神労働）と実行（肉体労働）の分離とよばれるこの独自の労働編成方式は、工場のうちに労働のヒエラルキーをつくり、労働を単純諸作業へと分解し、出来高賃金を適用して労働の強化を実現し、こうして全体としての生産ノルムを高め生産性を上昇させた。……テーラー主義プラス機械化の労働編成は伝統的に〈フォード・システム〉と名づけられている」（山田 鋭夫 [1], 81頁）。

28) 山田は、テーラー主義的労働編成もやがて生産性上昇を鈍化させる要因に転化した、という（同116-7頁）。

26) 例えば、馬場宏二 [1] 31-2頁。

ということは、市場に供される社会的平均的な労働力商品を購入しても、そのままでは所期の成果が上がらないということでもある。

労働力商品を購入した後に、企業内での教育・訓練が必要になる。例えば、OJT (*on the job training*) などである。

諸資本相互の関係、取引関係に関しても、今日これを通常の市場取引に限定することはできないであろう。

要求される生産技術が細分化・特殊化している以上、ある程度持続的な取引関係も必要になるわけである。市場機構を内部化した長期相対取引²⁹⁾がそうである。

こうして、生産関係の商品経済的形態による包摂が十全に機能しなくなると、生産過程の管理ないし支配を市場関係ないし所有に還元することが困難になることは当然である。前にも述

べたように、もともと相関的かつ重層的な支配を、所有に基づく一方的かつ一元的な支配として映し出していたのが所有というシステムであり、実体の形態による媒介であった。今日、この形態による実体包摂が十全に機能しなくなると、大枠としては、依然として所有（持株）による規制を免れないにしても、それだけでは支配が貫徹しないということが露になるのである。

(2) 形態自律の論理

形態の自律的發展とは、商品交換の媒介する社会領域が生産関係を越えて進む、ということであった。それが問題となるのは、ひとつには社会関係の商品経済による過剰分解であり、他は必ずしも生産関係に還元できない所有者人格の発生であった。

ここでは後者に目的を絞ると、商品交換に媒介される社会関係が生産関係と重なる場合には、所有関係を生産過程における支配関係に還元することは容易であったが、商品交換による媒介が生産関係を越えて進むと、所有関係を生産関係に還元することは困難になる。

商品交換に媒介される限り、社会関係は商品—貨幣関係に物化され、商品所有者同士の関係として現れる。また、「資本の物化」により、価値増殖の運動体たる資本も、背後の生産過程を捨象されて、単にその所有によって利子を生み出すものとなっている以上、貨幣の投入によって利子を得る活動は、その資金の源泉が何であれ、資本の活動として、したがって貨幣の投入者は資本家として指図されてゆく。

具体的には、産業資本家のみならず社会各層の雑多な遊休資金の存在を不可欠の前提とする株式会社制度の普及および現代資本主義における大衆の「富裕化」が、経営に参加する意思お

29) 山田によれば、レギュラシオン学派はフォーディズムの危機を労働編成（テラー主義）の危機と労使妥協（生産性分配）の危機との複合と理解し、オルタナティブな動きとして、前者を温存しながら競争賃金を導入したネオ・フォーディズム（米・英）、後者を維持しつつ脱テラー主義化を図るボルボイズム（独・北欧）、両者の中間としてのトヨタイズム（日本）の3つの路線を認めている（山田 [2], 第6章）。ここにいう脱テラー主義とは、「労働者の判断力の重視、多能的な熟練労働、労働者による機械の支配、労働者の参加意識と責任ある自律を原理として労働を再編する方向」（同140-1頁）と規定されている。

30) 東京大学社会科学研究所「現代日本社会」運営委員会は、「会社主義」の構造として、経営者支配、企業内の高い流動性（また工職身分格差の撤廃）、経営者の現場主義の3点を挙げている（『現代日本社会』第1巻、13頁）。

31) 橋本寿朗は、日本の企業系列にこの点を見出した。「〈グループ（企業）間の取引については優先するが市場価格で取引する〉。ここに、長期相対取引の原則が示されている。……市場価格で取引が行なわれていることに注目したい。売り手企業は需要を確保したうえで、市場価格ないしそれを下回る価格での供給を実現するための生産コストの引き下げ、つまり合理化が課されているといえよう。要するに、長期相対取引の合理化メカニズムが系列内に制度化されているのである」（橋本 [1], 172頁）。

よび能力を有さない新旧中間階級や労働者を、その出資行為が資本—利子という三位一体的定式パラダイムにのっている限りでは、「資本家」として措定してゆく。このような諸人格が生産関係に還元できないことはいうまでもない。

われわれは既にその点を踏まえ、「会社それ自体」とは、このような貨幣資本家簇生の反映であることを確認した³²⁾。

(3) 会社自立化

以上、まとめると次の如くである。

形態の実体包摂、形態と実体との整合という両面において、商品経済的形態による社会的実体の媒介に変化が生じると、所有も資本家人格も、「資本の物化」によって措定されている以上、変容を迫られることになる。

形態による実体包摂の弱化は、生産関係に商品交換では媒介しきれない側面が出てきたということであり、それを補うために、労働管理や会社間取引において持続的な、言い換えると会社中心的な特質が生じる。

また、商品経済の媒介する領域が生産関係を超えて広がると、諸々の社会関係を商品所有者同士の関係に置き換えてゆく。それらも資本—利子のパラダイムにのる限りでは、貨幣資本家として措定されるが、もはや生産関係には還元されえない。

こうして、形態の実体包摂の変化が主に所有と支配の関連を弱める要因を醸成し、形態の自

律的發展が所有者人格の簇生を通じて会社に対する所有（持株）の規制力を拡散させていく。

商品経済的形態による社会的生産の実体包摂こそ、「所有に基づく支配」、あるいは所有（持株）関係によって会社支配を論ずるという問題構制を成り立たしめる社会編成であると同時に、他面でそのゆらぎは所有の支配への還元を困難にし、相対的に会社の自立化を推し進めているのである。

むすびに代えて

株式所有の分散化や経営管理技術の高度化などの現象や、「資本の二重化」という株式会社に本来備わる特質から、直截に会社自立化を説くことができないのは言うまでもない。「資本の物化」をその重要な契機として唱える所以である。ところが、「資本の物化」から直ちに「会社それ自体」の成立を導き出すことも困難であった。「資本の物化」は、「資本の非人格化」ではなく、むしろ資本家人格を措定しているからだ。

そこで、われわれは「資本の物化」を規定している社会的基盤としての、商品経済による生産関係の媒介自体の変容、いわゆる「実体と形態とのズレ」によって、「所有に基づく支配」、あるいは資本家人格に変化が生じること、会社の自立化もこのような所有と人格の変容の反映であることを説いた。

このような「実体と形態とのズレ」という視角は、商品経済的關係が社会に広く浸透しているにもかかわらず、それが担う社会関係はもはや基本的生産関係に還元されえない、言い換えれば、社会全体に市場の規律が及びながら、必ずしもそれ自体では社会的均衡には復帰しえないということを見据えたものであり、その射程

32) 拙稿 [4], [5] 参照。「要するに、いわゆる法人資本主義とは、商品経済による社会関係の過剰分解によって、〈人格〉が資本主義的生産関係を超えて広がった結果、本質的な生産関係に還元されえない多様な諸〈人格〉(出資者、経営者、雇用者、債権者)の参加する会社の方が相対的に自立化した、ということなのだ」(拙稿 [4], 131頁)。

は法人資本主義に止まらない。その可能性も併せて追究してみたい。

(本稿は、拙稿 [5] とともに、1992年度文部省科学研究補助金〈奨励研究(A)〉に基づく研究成果の一部である。)

引用・参考文献

本文中の引用頁は、雑誌論文が後に編著書に収められた場合や著書が改訂された場合には、後者を指している。

青木孝平

- [1] 『資本論と法原理』, 論創社, 1984年
- [2] 『ポスト・マルクスの所有理論』, 社会評論社, 1992年

浅見克彦

『所有と物象化』, 世界書院, 1986年

有井行夫

『株式会社の正当性と所有理論』, 青木書店, 1991年

岩井克人

「ヒト, モノ, 法人」, 『現代思想』1990年9月号, 後に伊丹敬之ほか編『日本の企業システム』第1巻(有斐閣, 1993年)所収

岩井克人・奥村宏

「(対談) 転機に立つ会社本位主義」, 季刊『窓』第12号, 1992年

奥村宏

- [1] 『法人資本主義』, 初版/御茶の水書房, 1984年, 改訂版/朝日新聞社, 1991年
- [2] 「書評 北原勇著『現代資本主義における所有と決定』」, 『三田学会雑誌』第77巻第6号, 1985年
- [3] 「法人資本主義の原理とその解体」, 季刊『窓』第12号, 1992年

川島武宜

『所有権法の理論』, 岩波書店, 1949年/新版, 1987年

北原勇

『現代資本主義における所有と決定』, 岩波書店, 1984年

柴垣和夫

- [1] 「いわゆる法人資本主義についての覚書——国家独占資本主義論との関連で——」前編・後編, 東京大学社会科学研究所『社会科学研究』第33巻第5号(1981年), 第6号(1982年)
- [2] 「労働力の商品化とその〈止場〉——福祉国家・日本的経営・社会主義——」, 同上誌第43巻第1号, 1991年

[3] 「日本の〈会社主義〉はこのままでは続かない」, 『エコノミスト』1992年3月10日号

[4] 「経済をみる目2——資本とはなにか, 資本家とはなにか」, 『時の法令』第1428号, 1992年
田中章喜

「経済発展解説のための基本的枠組み」, 後掲山口編著書第1部第2章, 1992年

東京大学社会科学研究所

「現代日本社会の構造と特殊性」, 『現代日本社会』第1巻序論, 東京大学出版会, 1991年

富森度児

[1] 「資本物化の極限化過程としての現代資本主義」, 北海道大学『経済学研究』第25巻第3号, 1975年, 後に富森『現代資本主義の理論』(新評論, 1977年)に所収(第1章)

[2] 「資本物化の極限化過程と〈経営者支配〉」, 同上誌第26巻第1号, 1976年, 後に富森・同上書に所収(第2章)

[3] 「巨大会社と〈資本家の物化〉」, 同上誌第32巻第3号, 1982年

[4] 「〈法人資本主義〉(Corporate Capitalism)における所有・支配, そして階級の問題」, 『経済理論学会年報』第23集, 青木書店, 1986年

西山忠範

[1] 『支配構造論』, 文眞堂, 1980年

[2] 『日本企業論』, 文眞堂, 1992年

橋本寿朗

[1] 「〈会社主義〉の構造」, 橋本『日本経済論』第4章, ミネルヴァ書房, 1991年

[2] 「大企業体制の経済構造」, 前掲『現代日本社会』第5巻第2章, 1991年

馬場宏二

[1] 「富裕化と社会科学」, 『現代と経済学の対話』2, 毎日新聞社, 1984年, 後に馬場『教育危機の経済学』(御茶の水書房, 1988年)に所収

[2] 「日本会社主義への視点」, [1]に同じ

[3] 「会社主義の挑戦」, 『思想の科学』1985年10月号, 後に馬場同上書所収

[4] 「資本主義 社会主義 会社主義」, 『経済理論学会年報』第25集(青木書店, 1988年), 後に同上書所収

[5] 「現代世界と日本会社主義」, 前掲『現代日本社会』第1巻第1章, 1991年

松尾秀雄

[1] 『所有と経営の経済理論』, 名古屋大学出版会, 1987年

[2] 「市場=商品経済と共同体の相互補完の構造について」後掲山口編著書第I部第5章, 1992年

間宮陽介

『法人企業と現代資本主義』, 岩波書店, 1993年

安田均

- [1] 「資本の所有と機能」, 九州大学『経済学研究』
第54巻第3号, 1988年
- [2] 「〈所有と経営の分離〉の現代性」, 『経済学研究』
第55巻第3号, 1989年
- [3] 「〈所有の分節化〉について」, 『経済理論学会年
報』第27集, 青木書店, 1990年
- [4] 「法人資本主義と〈資本の物化〉」, 『山形大学紀
要(社会科学)』第23巻第1号, 1992年
- [5] 「法人資本主義と〈資本物化〉の現実化」, 『山形
大学紀要(社会科学)』第24巻第1号, 1993年

山口重克

「段階論の理論的必然性」, 山口編『市場システムの
理論』, 御茶の水書房, 1992年

山田鋭夫

- [1] 『レギュレーション・アプローチ』, 藤原書店, 1991
年
- [2] 『レギュレーション理論』, 講談社, 1993年

(山形大学人文学部)